## オリコプロダクトファイナンスオートローン所有権解除のご案内

- (1) 次の書類をご用意いただき、(株)オリコプロダクトファイナンス宛にお送りください
- ① 車検証(コピー) 1通 (電子車検証の場合は下記の注意※をご参照ください)

注意※ 電子車検証(A6サイズ)の場合は、自動車検査証記録事項をご用意ください。 (詳しくは「お客さまにご準備いただく車検証のコピーについてのご案内」をお読みください。) (参考)国土交通省車検証電子化特設サイトhttps://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/

- ② ご契約者さま、又は連帯保証人さまのご記入ご捺印をいただいた「[所有権留保解除書類]交付依頼書」1通
- ③ ②でご記入ご捺印いただいた方の、印鑑証明書(コピー)1通 (3ヶ月以内発行のもの)

ご契約者(連帯保証人)さまが解除書類を受領される場合は、運転免許証(表裏)のコピーで可

④ 車検証のご住所が現住所(印鑑証明書のご住所)と異なる場合は、つながりのとれる住民票等(コピー)

個人番号(マイナンバー)の記載がある住民票はお受けすることが出来ません。 記載のされていない住民票をご用意ください

⑤ 車検証のご氏名が印鑑証明書と異なる場合は、戸籍謄本等(コピー)

【本籍地欄がある書類は、該当部分を黒く上塗りのうえご提出下さるようお願いいたします】

#### 書類の送付先

〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟18階 (株) オリコプロダクトファイナンス カスタマーデスク 所有権解除担当 宛 (2024年3月25日現在)

- \* ①~⑤の書類に不備があれば書類を送付出来ない場合がございますのでご了承ください
- \* お送りいただきました書類はご返却できませんのでご了承ください
- \* 自動車販売店等に名義変更手続きを依頼される場合、「解除書類交付代理人」欄に 送付先住所、氏名(名称)、連絡先をご記入いただければ書類を直接お送りいたします



- (2) 次の書類を、弊社提携会社 【登録管理ネットワーク(株)】 よりお送りいたします
  - ① 弊社印鑑証明書 ② 弊社委任状 ③ 弊社譲渡証明書 等

(軽自動車の場合は、書類の内容が異なります)

書類発送は、(1)の書類が弊社に到着後、翌営業日に発送させていただきます ( ご契約が完済されている場合です )



- (3) 次の書類を揃えて、運輸支局(軽自動車の場合は軽自動車検査協会)で名義変更・廃車の手続きを行なってください
  - ① 車検証(原本) ② 上記(2)の書類 ③ ご契約者さまにご用意いただく書類(注)

【所有者名義の変更お手続き、廃車のお手続き等をする場合】

車検証原本と、上記 (2) の書類、ご契約者さまにご用意いただく書類(注)を揃えて運輸支局でお手続きください。

(注) ご契約者さまにご用意いただく書類(住民票、車庫証明等)の詳細は、ご契約者さまの状況により 異なりますので、各運輸支局(軽自動車の場合は、軽自動車検査協会)にご確認ください。

【売却、オークションに出品する場合】

車検証原本と、上記(2)の書類を業者の方にお渡しください

## 『「所有権解除書類」交付依頼について』のご記入例

- ※【ご注意】本書面のみでは、運輸支局・軽自動車検査協会等での所有権解除(名義変更)の手続きは出来ません。
- ※所有権解除(移転登録)には、ご契約者さまの車検証等の書類の他に、弊社オリコプロダクトファイナンスの譲渡証明書、 委任状、印鑑証明書等が必要になりますので、下記書類にて弊社までご請求をお願いいたします。

#### ① <必要書類について>

- 1.本紙(所有権留保解除書類交付依頼書)
- 2.車検証(コピー)

(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項のコピー)

3.印鑑証明書(コピー)

ご契約者さまが解除書類を受領される場合は 運転免許証の表裏(コピー)で可

上記3点をご用意ください。

(但し、印鑑登録されていない場合は、運転免許証の表裏(コピー)と住民票(コピー)の2点で印鑑証明書(コピー)の代わりとさせていただきます)

#### ② <解除書類交付依頼者欄について>

解除書類交付依頼者欄には、書類を請求される方(ご契約者さま、連帯保証人さま)のご記入(住所、氏名、連絡先)、ご捺印(認印でも可)が必要です。ご記入ご捺印が無い場合は、書類の発送が出来ませんのでご注意ください。

#### ③ <解除書類交付代理人欄について>

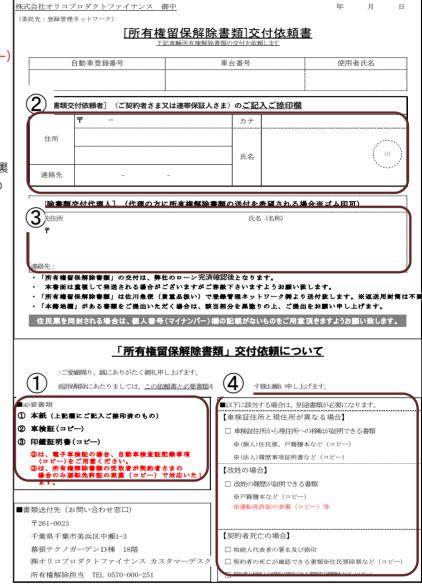
解除書類を、自動車販売店や第3者へ 直接送付を希望される場合は、代理人欄に 送付先住所、氏名(名称)、連絡先を ご記入ください。

(ご記入が無い場合は、②でご記入された方へお送り いたします。)

### ④ <その他変更事項がある場合について>

車検証記載内容に変更事項(住所変更、改姓契約者死亡等)がある場合は、必要書類のほかご準備いただく書類が別途必要になります。

ご不明な点があれば、下記連絡先の 電話番号までお問合せください。



- ※ 送付していただきました書類については、ご返却しておりませんのでご了承ください。
- ※ 住民票をお送りされる場合は、個人番号(マイナンバー)の記載がないものをご用意ください。

★ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

(株) オリコプロダクトファイナンス カスタマーデスク

**所有権解除担当** TEL 0570-000-251

# ◇必ずお読みください◇ ◇必ずお読みください◇ ◇必ずお読みください◇

# お客さまにご準備いただく「車検証のコピー」についてのご案内

2023 年 1 月 4 日より、新規検査登録や継続検査登録を行った車両について電子車検証の交付が開始されます。 これに伴い、自動車の所有権解除書類のご請求にあたり車両情報の確認のため、車検証のコピーまたは 自動車検査証記録事項(所有者情報のわかる書面)をご提出いただく必要がございますが、お客さまがお持ちの 車検証の大きさ等によって、取得方法が異なります。

以下をご確認のうえ、ご請求いただきますようお願いいたします。

#### ①車検証をご確認ください。

・お持ちの車検証が、以下 A4 サイズ(従来の車検証)/A6 サイズ(電子車検証)のどちらに該当するかご確認ください。



②車検証のサイズに応じて車検証のコピー、または自動車検査証記録事項(所有者情報のわかる書面)をご用意のうえ オリコプロダクトファイナンスへお送りください。

	A4 サイズ(従来の車検証)		
対応手順	車検証券面のコピーを取り、必要書類とあわせてオリコ		
	プロダクトファイナンスへ送付		



 $\exists$ 

(委託先:登録管理ネットワーク)

# [所有権留保解除書類]交付依頼書

下記車輌所有権解除書類の交付を依頼します

[解除書類交付依頼者](ご契約者さま又は連帯保証人さま)の <u>ご記入ご捺印欄</u>					
	〒 −	カナ			
住所		氏名	印)		
連絡先					

「解除書類な付代理人】	(代理の方に所有権解除書類の送付る	>希望される場合※ゴム印可)

送付先住所

氏名 (名称)

Ŧ

#### 連絡先:

- ・「所有権留保解除書類」の交付は、弊社のローン完済確認後となります。
- ・ 本書面は重複して発送される場合がございますがご容赦下さいますようお願い致します。
- ・「所有権留保解除書類」は佐川急便(貴重品扱い)で登録管理ネットワーク㈱より送付致します。※返送用封筒は不要です。
- ・「本籍地欄」がある書類をご提出いただく場合は、該当部分を黒塗りの上、ご提出をお願い申し上げます。

住民票を同封される場合は、個人番号(マイナンバー)欄の記載がないものをご用意頂きますようお願い致します。

# 「所有権留保解除書類」交付依頼について

日頃より弊社をご愛顧賜り、誠にありがたく御礼申し上げます。

この度の所有権留保解除にあたりましては、この依頼書と必要書類をお送り頂きます様お願い申し上げます。

#### ■必要書類

- ① 本紙 (上記欄にご記入ご捺印済のもの)
- ② 車検証(コピー)
- ③ 印鑑証明書(コピー)
  - ②は、電子車検証の場合、自動車検査証記録事項 (コピー)をご用意ください。
  - ③は、所有権解除書類の受取者が契約者さまの 場合のみ運転免許証の表裏(コピー)で対応いたし ます。

#### ■書類送付先(お問い合わせ窓口)

**∓**261−0023

千葉県千葉市美浜区中瀬1-3

幕張テクノガーデンD棟 18階

㈱オリコプロダクトファイナンス カスタマーデスク

所有権解除担当 TEL 0570-000-251

#### 【車検証住所と現住所が異なる場合】

- □ 車検証住所から現住所への移転が証明できる書類
  - ※(個人)住民票、戸籍謄本など (コピー)
  - ※(法人)履歴事項証明書など(コピー)

### 【改姓の場合】

- □ 改姓の履歴が証明できる書類
  - ※戸籍謄本など (コピー)
  - ※運転免許証の表裏(コピー)等

### 【契約者死亡の場合】

- □ 相続人代表者の署名及び捺印
- □ 契約者の死亡が確認できる書類※住民票除票など (コピー)
- □ 契約者と相続人の続柄が確認できる書類※戸籍謄本など (コピー)